

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2025年7月4日
都道府県知事 (市長)	殿	
提出者 住所 滋賀県蒲生郡竜王町山面460番地 氏名 秦食品株式会社 代表取締役社長 秦 利幸 電話番号 0748-58-0252		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	秦食品株式会社	
事業場の所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山面460番地	
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	09 食品製造業	
②事業の規模	売上高 9,008,220,542円(第16期:R5.10.1～R6.9.30)	
③従業員数	139名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	i) 食品残渣→産廃業者(乾燥・発酵)→堆肥化 ii) 汚泥(有機)→産廃業者(乾燥・発酵)→堆肥化 iii) 汚泥(有機)→社内(乾燥)→肥料素材売却(菌体肥料) iv) 食品残渣→社内排水処理型ごみ処理機(分解・発酵)→排水処理 v) 食品残渣→社内堆肥処理型ごみ処理機(分解・発酵)→堆肥売却	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地ほか不良品（ドレッシングほか）	廃プラ
	排出量	1,870 t	1,431 t	514 t	163 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>上記の排出に対し以下の減量を実施した。①排水処理型ごみ処理機1基により年間280 tの芋皮の減量を行った。②堆肥処理型ごみ処理機2基の稼働により年間447 tの野菜屑・うどん・うどん生地ほか不良品等を分解・発酵して有価売却した。③汚泥は肥料原料化処理後1,238 tを売却した。その結果産業廃棄物としては年度前半に193 tが残ったが処理能力の効率を向上し後半はゼロにした。</p>				
②計画	【目標】令和7年度 計画				
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地ほか不良品（ドレッシングほか）	廃プラ
	排出量	2,117 t	1,300 t	454 t	180 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>上記の排出に対して以下の計画である。①汚泥は社内乾燥処理で肥料の原料として売却し産廃はゼロになる見込である。②野菜屑・排水残渣は昨年と同様に排水処理型ごみ処理機1基と堆肥処理型ごみ処理機2基で処理するが増産計画により2,117 tが産廃として残るので今後発生を抑制するとともに処理能力を向上していく。③うどんの不良品の大部分は飼料の原料として売却する。</p>				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>食品廃棄物、廃プラは一部ではあるが分別して飼料やRPF原料として再生・リサイクルしている。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>廃プラスチックは経済的に熱分解処理する方法を検討していく。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	うどん・うどん生地 ほか不良品（ドレッシングほか）	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	394 t	53 t	175 t
	（これまでに実施した取組） ①野菜屑・排水残渣およびうどん・うどん生地ほか不良品は昨年同様堆肥処理型ごみ処理機2基により中間処理し上記を肥料原料として売却した。②汚泥は乾燥処理して上記を肥料原料として売却した。			
②計画	【目標】（令和7年度）計画			
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	うどん・うどん生地 ほか不良品（ドレッシングほか）	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	410 t	32 t	180 t
	（今後実施する予定の取組） ①野菜屑・排水残渣およびうどん・うどん生地ほか不良品は昨年度同様堆肥処理型ごみ処理機2基による肥料減量として再生利用を行う。②汚泥は乾燥処理により上記を再生利用する。			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	280 t	1,063t	
（これまでに実施した取組） ①野菜屑・排水残渣は排水処理型ごみ処理機により上記を減量した。②汚泥は乾燥処理により上記の水分を減量した。				
②計画	【目標】（令和7年度）計画			
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	280 t	1,120t	
（今後実施する予定の取組） ①野菜屑・排水残渣を含む芋皮は排水処理型ごみ処理機により上記を減量する。②汚泥は上記を乾燥処理して減量し、残渣は肥料原料として売却し外部委託処理はゼロにする。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地ほか不良品（ドレッシングほか）	廃プラ
	全処理委託量	1,196t	193t	240 t	163 t
	優良認定処理業者への処理委託量				163 t
	再生利用業者への処理委託量	1,196t	193 t	240 t	
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(これまでに実施した取組)					
2024年度は排水処理型ごみ処理機(分解・発酵後排水処理型)により芋皮を年間280t減量した。またサラダ、うどんほか不良は堆肥処理型生ごみ処理機2基により447tを処理して堆肥原料として売却した。また汚泥は1,238tを乾燥処理して菌体肥料175tとして売却したが193tが外部委託処理量となった。					

(第5面)

		【目標】（令和7年度）計画				
		産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地ほか不良品（ドレッシングほか）	廃プラ
②計画	全処理委託量		1,427 t	0 t	172 t	180 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	180 t
	再生利用業者への処理委託量		1,427 t	0 t	172 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
(1)堆肥処理型ごみ処理機で処理していたうどんを飼料原料として売却して、その余剰能力で野菜屑等を処理し減量する。 (2)ジャガイモ選別屑を処理して売却できる方法を検討する。 (3)排水処理型ごみ処理機で処理しきれない芋皮を処理するため新規ごみ処理機の検討をする。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理に係る管理体制図

統括責任者		工場長
廃棄物担当		資材課、工務課 組織人員:5名
役割	管理委員会	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する ・資材課、工務課
	廃棄物処理統括責任者	<input type="checkbox"/> 廃棄物処方針の策定 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	産業廃棄物管理担当	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画の策定 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理状況の把握と改善策の決定 <input type="checkbox"/> 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理 <input type="checkbox"/> 委託契約の締結 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の交付、管理 <input type="checkbox"/> 監督官庁への各種報告 <input type="checkbox"/> 社員、関連会社に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> その他関係する事項

廃棄物管理組織図

